

名古屋市告示第389号

生活保護法による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 8年 9月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名		干場 政信
施 術 所 名	旧	れもん治療院
	新	めいしん鍼灸整骨院
所 在 地	旧	岐阜県瑞穂市別府1102－ 3
	新	岐阜県羽島郡岐南町伏屋 2丁目63番地
変 更 年 月 日		令和 8年 7月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課